

平成26年度

第6回 宇都宮市子ども・子育て会議

利用者負担額の設定について

平成26年11月18日

宇都宮市

子ども部 保育課



## 利用者負担額の設定について

○ 子ども・子育て支援新制度（以下、「新制度」という。）の施行にあたり、利用者負担額（以下、「保育料」という。）について設定するもの。

### 1 現在の保育料について

#### （１）幼稚園における保育料（認定こども園の幼稚園部分を含む）・・・新制度における１号認定保育料

各幼稚園が独自に保育料を設定しており、全市統一的な基準はないが、幼稚園就園奨励費補助事業により、応能負担の仕組みが構築されている。

#### （２）保育所における保育料（認定こども園の保育所部分を含む）・・・新制度における２・３号認定保育料

国の基準額をもとに、階層区分を細分化し、本市独自に基準額を設定している。

##### ① 軽減について

- ・ 国基準額に比べ、各階層平均で３５％程度の軽減を実施（国：８階層⇒市：１１階層）
- ・ 国では、平成２２年度に基準額の見直しを実施し、高所得者世帯（年収約１，１３０万円以上）の保育料が引き上げられたが、「子ども・子育て支援新制度」の導入が検討されていたことなどから、本市においては基準額の見直しを見送った。  
（国最高額 ８０，０００円 ⇒ １０４，０００円）

##### ② 年少扶養控除の廃止に伴う取扱いについて

- ・ 子ども手当の創設に伴う税制改正により、平成２３年１月より所得税における年少扶養控除が廃止され、年少扶養控除に該当する子どもを扶養している多くの世帯で増税となったが、所得税を算定基礎としている保育料については、その影響を与えることのないよう、同控除が引き続き存在するものとして、所得税を再計算し、その再計算した税額を基に保育料を決定している。

#### （３）認可外保育施設における保育料・・・地域型保育事業に移行した場合は、新制度における３号認定保育料

各施設が保育料を独自に設定しており、全市統一的な基準はない。

## 2 新制度の保育料について

- 新制度における保育料については、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める双方の保育料を限度として、市町村が定めることとされている。
- 保育料の算定にあたっては、市民税額を基に行い、4月～8月分は前年度分、9月～3月分は当該年度分の課税状況により算定することとなる。

### (1) 国の保育料設定の考え方

- 現行の保育料を基本（幼稚園は全国の幼稚園保育料の平均額、保育所は国が定める現行保育料）とし、保育料は変わらないよう設定する。
- 「認定こども園と幼稚園」、「保育所と小規模保育事業」など、施設・事業の種類の違いによる保育料の差は設けない。
- 保育短時間認定（パートタイム就労等）の保育料は、職員の配置基準を勘案し、保育標準時間認定（フルタイム就労等）の保育料の98.3%程度とする。
- 保育所保育料の算定にあたって考慮してきた年少扶養控除のみなし適用については、控除廃止後から一定期間が経過していること、また、今後その他の税制改正が行われた場合、旧税額を計算する方法が更に複雑になっていく可能性があることなどから、新制度移行後は考慮しないものとする。

対象	認定区分		国（国水準）の考え方	該当施設・事業
満3歳以上 （教育のみ）	教育標準時間認定 （1号）		現行の平均負担水準（保育料＋入園料）から幼稚園就園奨励費補助金を控除した額（＝実質負担額）を基本とする。	認定こども園・幼稚園
満3歳以上 （保育が必要）	保育認定 （2号）	標準時間	現行の保育制度の負担額を基本とする。	認定こども園・保育所
		短時間	2号認定標準時間の98.3%程度（※）を基本とする。	
0～2歳 （保育が必要）	保育認定 （3号）	標準時間	現行の保育制度の負担額を基本とする。	認定こども園・保育所・ 地域型保育事業
		短時間	3号認定標準時間の98.3%程度（※）を基本とする。	

（※）非常勤保育士1人（3時間分）のコストの違いなどから98.3%程度としている。

## (2) 国の保育料設定額

### 1号認定こども 『教育』を受ける 満3歳以上児

国 基 準 額 表	階層区分	利用者負担 教育標準時間
	①生活保護世帯	0円
	②市民税非課税世帯	9,100円
	③市民税所得割課税額 77,100円以下	16,100円
	④市民税所得割課税額 211,200円以下	20,500円
	⑤市民税所得割課税額 211,201円以上	25,700円

\* ただし、給付単価を限度とする。



市  
基  
準  
額  
表

上表を基礎に設定

\* ただし、給付単価を限度とする。

### 2号認定こども 『教育』と『保育』を受ける 満3歳以上児

国 基 準 額 表	階層区分	利用者負担	
		保育標準時間	保育短時間
	①生活保護世帯	0円	0円
	②市民税非課税世帯	6,000円	6,000円
	③市民税所得割課税額 48,600円未満	16,500円	16,300円
	④市民税所得割課税額 97,000円未満	27,000円	26,600円
	⑤市民税所得割課税額 169,000円未満	41,500円	40,900円
	⑥市民税所得割課税額 301,000円未満	58,000円	57,100円
	⑦市民税所得割課税額 397,000円未満	77,000円	75,800円
⑧市民税所得割課税額 397,000円以上	101,000円	99,400円	



上表を基礎に設定

\* ただし、給付単価を限度とする。

### 3号認定こども 『保育』を受ける 満3歳未満児

国 基 準 額 表	階層区分	利用者負担	
		保育標準時間	保育短時間
	①生活保護世帯	0円	0円
	②市民税非課税世帯	9,000円	9,000円
	③市民税所得割課税額 48,600円未満	19,500円	19,300円
	④市民税所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,600円
	⑤市民税所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,900円
	⑥市民税所得割課税額 301,000円未満	61,000円	60,100円
	⑦市民税所得割課税額 397,000円未満	80,000円	78,800円
⑧市民税所得割課税額 397,000円以上	104,000円	102,400円	



上表を基礎に設定

\* ただし、給付単価を限度とする。

### 3 本市保育料設定にあたっての基本的な考え方

- 本市の保育料設定にあたっては、「幼稚園は全国の幼稚園保育料の平均額、保育所は国が定める現行保育料を基本とし、保護者負担額は変わらないように設定する。」という国の保育料設定の考え方や応能負担の原則に基づき本市独自に軽減策を実施してきた経緯等を踏まえ、原則、保育料が現行より上げることがないよう配慮する。
- 利用時間の短い1号認定保育料については、利用時間の長い2・3号認定保育料を上回るケースがあるため、1号認定保育料が2号認定保育料を上回ることはないようバランスを考慮する。

### 4 保育料設定にあたっての具体的な考え方

別紙2参照

#### (1) 1号認定保育料の設定にあたって

- ① 本市に所在する幼稚園の平均保育料（21,000円）を上限額に設定する。
- ② 1号認定保育料と2号・3号認定保育料の階層をそれぞれ細分の上、階層区分を一致させる。
- ③ 1号認定保育料が2号認定保育料を上回ることはないよう、各階層でバランスを取りながら設定する。

#### (2) 2号・3号認定保育料の設定にあたって

- ④ 保育標準時間（11時間保育）認定保育料について、現行の保育所保育料を基本に、高所得者階層と年少扶養控除に対応した基準額の設定を行う。
- ⑤ 上記④の設定を踏まえ、保育短時間（8時間保育）認定保育料を国の考え方同様、保育標準時間認定保育料の約98.3%に設定する。

#### (3) その他

- ⑥ 婚姻歴のない「ひとり親世帯」については、税制上、寡婦控除の対象外であり、市民税額を基に算定する保育料は、婚姻歴の有無で差が生じることから、婚姻歴のない「ひとり親世帯」への支援策のひとつとして、保育料算定にあたり、本市独自に軽減を実施する。

## 5 保育料基準額（案）

別紙3参照

(参考) 推定 年収	階層区分	利用者負担		(参考) 推定 年収	階層区分	利用者負担				利用者負担	
		教育標準時間				保育標準時間		保育短時間		保育標準時間	保育短時間
		3歳児	4歳以上児			3歳児	4歳以上児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳未満児
-	①生活保護世帯	0円	0円	-	①生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
~230万円	②市民税非課税世帯	0円	0円	~260万円	②市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円	0円
~270万円	③市民税所得割 非課税世帯	3,000円	2,000円	~310万円	③市民税所得割 非課税世帯	5,000円	4,000円	4,000円	3,000円	6,000円	5,000円
~290万円	④市民税所得割課税額 48,600円以下	5,000円	4,000円	~330万円	④市民税所得割課税額 48,600円未満	7,000円	6,000円	6,000円	5,000円	8,000円	7,000円
~360万円	⑤市民税所得割課税額 77,100円以下	7,000円	6,000円	~410万円	⑤市民税所得割課税額 77,100円未満	11,000円	10,000円	10,000円	9,000円	13,000円	12,000円
~410万円	⑥市民税所得割課税額 97,000円以下	9,000円	8,000円	~470万円	⑥市民税所得割課税額 97,000円未満	12,000円	11,000円	11,000円	10,000円	14,000円	13,000円
~440万円	⑦市民税所得割課税額 109,000円以下	12,000円	10,000円	~510万円	⑦市民税所得割課税額 109,000円未満	19,000円	18,000円	18,000円	17,000円	20,000円	19,000円
~580万円	⑧市民税所得割課税額 169,000円以下	14,000円	12,000円	~640万円	⑧市民税所得割課税額 169,000円未満	24,000円	21,000円	23,000円	20,000円	27,000円	26,000円
~680万円	⑨市民税所得割課税額 211,200円以下	15,000円	13,000円	~760万円	⑨市民税所得割課税額 211,200円未満	30,000円	26,000円	29,000円	25,000円	37,000円	36,000円
680万円~	⑩市民税所得割課税額 211,201円以上	21,000円	18,000円	~930万円	⑩市民税所得割課税額 301,000円未満	33,000円	27,000円	32,000円	26,000円	41,000円	40,000円
				~1,040万円	⑪市民税所得割課税額 341,000円未満	33,000円	27,000円	32,000円	26,000円	54,000円	53,000円
				~1,130万円	⑫市民税所得割課税額 397,000円未満	33,000円	27,000円	32,000円	26,000円	56,000円	55,000円
1,130万円~	⑬市民税所得割課税額 397,000円以上	33,000円	27,000円	32,000円	26,000円	67,000円	65,000円				

\* ただし、給付単価を限度とする。（給付単価に含む公定価格の加算項目については、現在国で検討中。）

\* 本表は現時点での案であり、国の検討結果等により、金額を調整する場合があります。

差りつぶり部分 = 市の独自階層